

## メディア環境における水俣病事件の構築と記憶

小林, 直毅 / KOBAYASHI, Naoki

---

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 (科学研究費補助金) 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

6

(発行年 / Year)

2013-04

## 様式 C-19

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 4 月 30 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2010 年度～2012 年度

課題番号：22330157

研究課題名（和文） メディア環境における水俣病事件の構築と記憶

研究課題名（英文） Construction and memory of the Minamata Disease Affair in the media environment

研究代表者

小林 直毅 (KOBAYASHI NAOKI)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：10249675

研究成果の概要（和文）：

1970年代のマス・メディアの報道の多くは、水俣病事件を「水俣」の闘いとしてメディア環境に構築し、この時代を象徴する出来事として水俣病事件を描き出した。しかし、メディア環境に構築された水俣病事件には、患者の「救済」と「補償」と「認定」を等価とする図式が形成された。

テレビドキュメンタリーの患者の映像は、テレビが形成してきた「水俣」の記録の一つであり、広範な人びとにとっての「水俣」の記憶を形成し、そのアーカイブは、テレビ映像が水俣病を生きる患者の生活とその時間を表象することを可能にしている。

研究成果の概要（英文）：

In 1970s, most of news of the mass media constructed a Minamata Disease Affair as a struggle of "Minamata" by patients and their families and supporters in media environment. Above all, the TV news drew a Minamata Disease Affair as an event to symbolize this time. However, in the Minamata Disease Affair news to construct the struggle of "Minamata" characterizing the times of "the protest" in media environment, as for the media discourse to talk about the historical transformation of the social movement enough, it is not formed.

In addition, by the news, "salvation" and "the indemnity" of the patient were placed for equivalent relations, and "the acknowledgement" of the patient came to be said with "indemnity" more that it was equivalent.

The TV documentary draws the Minamata Disease Affair as the struggle of "Minamata" in media environment, too. However, the images of the same patient repeated by some documentary programs is one of the records of "Minamata" that TV formed by an inherent method. And it may be said that experiences to watch such programs form memories of "Minamata" for many people. The archive of such a TV documentary enables the images of TV to represent life and time of patients forced to live in Minamata disease.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	2,600,000	780,000	3,380,000
2011 年度	1,800,000	540,000	2,340,000
2012 年度	1,600,000	480,000	2,080,000
年度			
年度			
総計	6,000,000	1,800,000	7,800,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：メディア研究、水俣、記憶、アーカイブ研究

## 1. 研究開始当初の背景

### メディア研究としての水俣病事件研究

わが国のメディア研究の中心的な潮流の一つは、つぎのような問題意識を立脚点としている。「今日までの大衆的に消費されてきたテレビや雑誌、広告などのメディアをめぐる経験の社会的ななりたちについて、どれだけの実証的、批判的な研究が蓄積されてきただろうか」（吉見 2000：6）。本研究も、人びとに消費されてきたメディアをめぐる経験としての水俣病事件の社会的ななりたちを明らかにしようとする、メディア研究としての水俣病事件研究である。

こうした視点から、研究代表者は、つぎのような問題構成による水俣病事件研究を、これまでに進めてきた。「水俣病事件報道のかかえてきた問題を検証する試みは、とりわけ高度経済成長期における広範な世論やイデオロギー、人びとの意識の特性、当時の地域社会や産業政策の問題などへと肉薄する作業でありうるし、またそうでなければならない。つまり、こうした試みは、戦後のマスメディアとジャーナリズムの制度的、イデオロギー的問題を解明していく作業である以上に、高度経済成長期において『開発国家、日本』を構想させ、それを正統化するイデオロギーと、さらに、その『主体』の産出、誘導のプロセスを照射する試みにもなるのである。」（小林 2004：120）。また、研究代表者が進めてきた研究は、原田正純が提唱する、社会科学と自然科学との学際的研究によって水俣病事件を総合的に解明しようとする「水俣学」の試みのなかでも、重要な位置を占めるものとなっている（小林 2005）。

研究代表者は、2003～2005年の科学研究費補助金基盤研究（B）の助成を受けて、「水俣病事件報道のメディアテキストとディスクールにかんする研究」を推進した。その結果、水俣病事件を構築していくメディア言説には、当時の経済産業政策に見られる生産力ナショナリズムのイデオロギー的言説と密接に結びつく、言説編製の規則が見出された。こうしたイデオロギー的言説が、メディア環境において表象可能で、人びとにとって経験可能であった水俣病事件のいくつかの局面を抑圧、潜在化し、さらには排除していたのである（小林 2007）。

### メディア環境における水俣病事件の記録と記憶

放送されたテレビ番組は、メディア環境に

おいて、テレビによって描かれ、語られた出来事の公共的記録である。同時にそれらは、人びとがテレビを見ることによって経験した出来事の公共的記録でもある。このような記録としてのテレビ番組が蓄積されていくところに、テレビ番組アーカイブが成立する。さらに、アーカイブ化されたテレビ番組が、メディア環境において人びとが出来事をどのように経験してきたのかという記憶を形成している（小林 2009）。

水俣病事件史は、わが国のテレビ放送の歴史と、ほぼ軌を一にしている。この事件を取り上げたいくつものニュース番組やドキュメンタリー番組は、テレビによって描かれ、語られた水俣病事件の公共的記録にほかならない。それらはまた、人びとがテレビニュースやテレビドキュメンタリーを見ることで経験してきた水俣病事件の公共的記録である。それゆえに、水俣病事件をめぐるニュース番組やドキュメンタリー番組のアーカイブ化は、メディア環境における人びとの水俣病事件の経験の記録と、この事件をめぐる記憶を検証する試みを導くものとなる。

## 2. 研究の目的

1968年に、水俣病の原因はチッソ水俣工場の排水に含まれるメチル水銀化合物であるとする政府統一見解が発表された。これを契機に、水俣病患者と家族がチッソと国、熊本県の責任を告発し、補償や救済を求める運動に立ち上がり、それを支援する社会運動も展開するようになった。マス・メディアは、経済発展を最優先にしてきた戦後日本社会の在り方を根本的に問い直す社会運動としての水俣病事件を顕在的に語り、描き出し、人びとはそれらを読み、聴き、見ることで、1960年代後半から1970年代の主要な社会運動の一つとして、水俣病事件を経験した。

そこでは、メディア環境における出来事として、どのような水俣病事件が表象可能で、人びとにとって経験可能であったのか。また、どのような言説が編制され、それによってどのような水俣病事件が構築されていったのか。こうした問題の分析をつうじて、1970年代の広範な世論や人びとの意識の特性、当時の地域社会の在り様、諸政策を正統化するイデオロギーとその「主体」の産出、誘導のプロセスを解明する。これが、本研究の第一の目的である。

同じ時期にわが国は「公害先進国」とよばれ、水俣病患者の姿は、公害事件、環境問題の深刻さを世界に向けて訴えた。水俣病事件

はグローバル化を始めたテレビによって広範に認知され、その具体的な様相が経験され、記憶され、「環境問題の原点」とさえいわれるようになった。

本研究では、1970年代までの水俣病事件をめぐるテレビニュースやドキュメンタリーを環境問題の一群の公共的な記録としてアーカイブ化する。それをつうじて、メディア環境における水俣病事件の記憶が形成され、再構成されていく歴史的過程の解明が本研究のもう一つの重要な目的とする。

#### 【引用・参考文献】

吉見俊哉 (2000) 「メディア・スタディーズのために」、吉見俊哉編著『メディア・スタディーズ』せりか書房。

小林直毅 (2004) 「水俣病事件報道にかんする批判的ディスカール分析の試み」、原田正純、花田昌宣編著『水俣学研究序説』藤原書店。

小林直毅 (2005) 「報道としての水俣病事件」、原田正純編著『水俣学講義・第2集』日本評論社。

小林直毅編著 (2007) 『「水俣」の言説と表象』藤原書店。

小林直毅 (2009) 「メディア／アーカイブ研究の展開に向けて」、『マス・コミュニケーション研究』75、3-14頁。

### 3. 研究の方法

本研究では、1960年代後半から1970年代において、水俣病事件を取り上げた新聞記事、ニュース番組、ドキュメンタリー番組、報道写真、ドキュメンタリー映画を主要な分析対象として、それらについてのテキスト分析と言説分析を行う。こうした分析作業のために収集したテレビ番組を大容量ハードディスクに保存して、それらの基本情報、番組を構成するシーンごとの特性、番組間でのシーンの相互参照関係などを記述したメタデータを付与することでインデキシングを施し、水俣病事件をめぐるテレビ番組のアーカイブを構築する。水俣病の患者、家族とその支援者、水俣病事件研究者、報道関係者、環境社会学者などを対象にしたインタビュー調査を実施し、テキスト分析、言説分析、テレビ番組のアーカイブの内容的な豊富化を図る。

本研究に際立って特徴的な方法はこのテレビ番組のアーカイブ化である。1960年代後半から1970年代には、この時代に特徴的な社会運動としての様相を顕著にしていた水俣病事件をめぐる数多くのテレビニュースやドキュメンタリー番組が制作、放送された。その結果、水俣病事件は、メディア環境においてマルチモダルに表象され、広範な人びとがテレビを見ることによって、この事件を日常的かつ身体的に経験するようになったといえる。こうしたテレビ番組を可能なかぎり

収集、保存し、メディア環境における水俣病事件の記録としてアーカイブ化する。

具体的には、収集したテレビ番組をデジタル化し、大容量ハードディスクに保存する。それぞれに、番組の放送年月日、概容などの基本情報をメタデータとして付与する。その上で、番組を構成するシーンごとに分割し、そこで描かれ、語られている出来事の記述とそのキーワードもメタデータとして付与する。さらに、当該の出来事について、インタビュー調査などで語られた事柄を、それらのキーワードとともにメタデータとして付与する。分割したシーンやその一部が他の番組で引用されている場合は、番組間の相互参照を可能にするメタデータも付与する。

収集、保存されたドキュメンタリー番組が、このような多層的なメタデータを付与され、インデキシングされ、歴史的価値の付与された記録となることによって、はじめてアーカイブは成立する(石田、岩谷 2009: 91)。アーカイブとは、番組というパッケージのたんなる集積体ではなく、「イメージの解体的分析」を可能にする記録の収蔵庫でなければならない。そして、収集した番組をデジタル化して保存するからこそ、「イメージの解体的分析の可能性は、離散的技術としてのインデキシング技術、つまりイメージの諸要素に標柱を立てる操作」(中路 2006: 230)によって展開されるのである。テレビドキュメンタリーのアーカイブ化によって、メディア環境におけるテキストの多層的な意味としての出来事となって語られ、描かれる水俣病事件の表象可能性が、より多様、かつ系統的に明らかにされることになる。

#### 【引用・参考文献】

小林直毅 (2009) 「テキスト分析、言説分析の視点」、伊藤守編著『よくわかるメディア・スタディーズ』ミネルヴァ書房。

中路武士 (2006) 「イメージとテクノロジー」、石田英敬編著『知のデジタル・シフト』弘文堂。

石田佐恵子、岩谷洋史 (2009) 「映像資料の収集と保存をめぐる問題——デジタル時代の映像社会学に向けての試論——」、『都市文化研究』第11巻。

### 4. 研究成果

#### (1) テレビニュースによって描かれた1970年代の水俣病事件

政府が水俣病を公害病として認定し、その原因をチッソ水俣工場の排水に含まれるメチル水銀化合物であるとする公式見解を発表した1968年を転機に、水俣病事件は新たな局面を迎えた。高度経済成長による物質的繁栄の下で、患者補償も、事件そのものも「解決」したとされ、患者と家族はその存在すら

潜在化され、抑圧されていた。そうした彼ら、彼女らの、人間の尊厳を問う「水俣」の闘いが始まったのである。それを水俣病事件の「現にある」姿とするマス・メディアの報道が1960年代末に始まり、ネーションワイドなメディア環境には、約8年の空白を経て、水俣病事件がふたたび現れるようになる。

ベトナム反戦運動が世界的規模で繰り上げられたのが、1960年代末から70年代初頭である。このほかにも、第二次世界大戦後の世界システムのさまざまな矛盾が表面化した欧米諸国と日本では、広範な「異議申し立て」の時代を迎えていた。日本各地で顕在化した公害事件は、高度経済成長がもたらした生活の危機であり、このまま経済発展を追求することにたいして人びとの不安を抱かせる出来事であった。こうした時代の文脈のもとで、水俣病事件は経済発展を優先させてきた敗「戦後」日本社会にたいする「異議申し立て」の闘いとしてメディア環境に現れた。

厚生省補償処理委員会の斡旋による新たな補償案が、それをやむなしとする「一任派」とよばれた患者とチッソとの間で調印されたのは、1970年5月である。しかし、厚生省の内外につめかけた多くの支援者や、当の患者たちの強い抵抗によって調印は難航した。この時期には、テレビニュースではこうした経緯が映像によって描き出されている。

原因、加害企業チッソを被告にした損害賠償請求訴訟の原告となって、法廷で人間の尊厳を問う闘いを繰り上げたのが「訴訟派」とよばれた患者と家族たちである。熊本水俣病第一次訴訟は、1969年6月14日に熊本地方裁判所に提訴された。テレビニュースの映像は、遺影を胸に抱いた原告や、胎児性患者の写真を掲げた支援者の集会やデモ行進、歩行も困難な身体で入廷する患者を描き出している。

水俣病認定制度を水俣病事件の重大な問題としてとらえた「水俣」の闘いを繰り上げたのは川本輝夫たちである。熊本県公害被害者認定審査会は、1970年6月、川本らの水俣病認定申請を棄却処分とする。これにたいして患者たちは行政不服審査請求を行う。そして川本は、水俣病とは認められないまま放置されている潜在患者の発掘を進める。

環境庁は、川本らの不服審査請求にたいして、翌71年8月、「熊本県知事の行なった水俣病認定申請棄却処分は、これを取り消す」とする裁決を行った。同時に、熊本県衛生部長宛に「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について」という事務次官通知を出している。そこでは、水俣病に特徴的な症状が一つあればそれで水俣病と認定できるとされ、さらに疫学的判断条件も加えられた。これが、「(昭和)四十六年判断条件」ともいわれる次官通知である。マス・メディ

アはこの判断条件を「疑わしきは認定」と語り、地域社会「水俣」では、これによって認定された患者が「新認定」患者とよばれた。「新認定」患者となった川本らは、1971年10月、斡旋や裁判によらずにチッソに補償を求める直接交渉を水俣で始める。これが、「自主交渉」とよばれる「水俣」の闘いのひとつである。同年12月からは、舞台を東京丸の内チッソ本社に移し、本社前にテントを張って長期間の座り込みをつづけながらの「自主交渉」が行われた。この象徴的な光景もまた、当時のテレビニュースの映像となって繰り返し、継続的に描き出された。

## (2) 社会問題と社会運動を構築するメディア言説

「見舞金契約」後も、1962年11月の胎児性水俣病の確認のような重大な出来事は全国報道されてきた。しかし、同じ時期に、同じ地域社会「水俣」に生じたチッソ水俣工場における労働争議、いわゆる「安定賃金闘争」の全国報道によって水俣病事件史上のこの重要な出来事の報道は潜在化される傾向にあった。むしろ、胎児性水俣病の確認の全国報道は、水俣病事件「解決」後のいわば事後談の域を出ない散発的なものにとどまっていたといつてよい。そこには、胎児性水俣病確認となって現れた水俣病事件を重要な社会問題として語り、描くことよりも、労働争議のような出来事を重要な社会問題として構築する1960年代前半のメディア言説の特徴が見出される(小林 2011b)。

「安定賃金闘争」における労働側の重要なアクターであった新日本室素労働組合の組合員が、1968年に発足した「水俣病市民会議」に個人として加わり、その後の「水俣」の闘いを積極的に支援するようになったことは十分に注目されてよい。これは、従来の企業内労働組合が展開してきた労働運動とその担い手が、1960年代末から70年代において、一企業や職場、あるいは企業が立地する地域社会という枠組みを越えた社会運動の担い手になっていったことを意味している(大石 2011)。しかし、メディア環境に構築する水俣病事件報道のなかに、こうした社会運動とその担い手の歴史的変容を十分に語るメディア言説は編制されていない。

## (3) 「認定」＝「補償」＝「救済」を語るメディア言説

1973年3月の熊本水俣病第1次訴訟の原告勝訴判決(1973年3月)、そして同年7月の補償協定調印に至るまでの水俣病事件の全国報道では、きわめて特徴的なメディア言説が編制されている。それは、「加害者＝チッソ」と「被害者＝水俣病患者」という二項対立によってチッソを糾弾しながら、患者と家

族の「救済」を「補償」と等価の關係に置く言説にほかならない(山腰 2013)。

補償協定の成立によって、認定患者には補償金、医療費、生活年金が支払われることになった。これはたしかに一方では、患者救済への途が拓かれたことを意味している。しかし他方では、補償協定の運用によっては、水俣病患者の認定そのものが同時に患者補償を意味することにもなる。この点では、補償の前提となる水俣病患者の認定基準と認定制度がその政治性を際立たせる。

もとより、患者認定制度とは、「見舞金契約」の定める「補償金」の受給者を認定するために、1959年12月に熊本県が設置した「水俣病審査協議委員会」を出発点とする。こうした出自からも分かるように、水俣病認定制度は患者を医学的に診断するのではなく、補償金の受給資格者を決定するという政治性の上に成立している。そう考えると、患者の「救済」を「補償」と等価に置く言説は、認定制度の下で患者が「認定」されることと「補償」との間にさらに等価關係を形成し、きわめて政治性の顕著な「認定」＝「補償」＝「救済」という等価關係を成立させることになる。だからこそ、「水俣」の闘いは、患者認定制度、認定基準、あるいは判断条件の政治性を問題にしつづけ、それらの正統性、妥当性を問いつづけてきた。それは、「水俣病とは何か」、「水俣病患者とはだれなのか」、「水俣病の救済とは何か」という「水俣」の闘いの根源的な問いにほかならない。しかし、「認定」と「補償」との間に成立する政治性を等閑視したまま補償協定の成立をもって患者「救済」を語り、さらにはここに患者救済問題の一つの区切りを見ようとさえするメディア言説が編制されていたのである。

#### (4) 「水俣」のテレビドキュメンタリーの系譜とアーカイブ

「不知火海漁民騒動」によって、水俣病事件は、1959年11月になってようやく全国規模で報道されるようになった。そうしたなかで、一つのまとまった番組として水俣病事件を初めて取り上げたのが、NHKのシリーズ番組「日本の素顔」のなかの一番組、『奇病のかげに』(1959年11月26日放送)であった。

それ以来、約10年の沈黙の後に水俣病事件を再び取り上げたのは、地元熊本放送(RKK)が制作したドキュメンタリー番組『111』(1969年1月21日放送)であった。テレビ番組が再び描いた「水俣」は、これまで無策をつづけてきた政治の姿勢を詫げる政治家の映像で始まる。

『奇病のかげに』に次ぐNHKの「水俣」のドキュメンタリー番組は、『チッソ株主総会』(1970年12月4日放送)であった。法人チッソの株主となった患者、家族、支援者たち

は、黒地に白で「怨」の文字を染め抜いた幟を立てて、巡礼の姿となって、チッソ水俣工場の正門を出発した。巡礼の旅が向かうのは、万国博に沸いた1970年も暮れようとする11月の大阪であった。この番組は、チッソ株主総会会場となった大阪厚生年金会館前に林立する黒の幟の映像で始まる。

国策として高度経済成長が推進されるなかで、「棄民」と化していた水俣病患者と家族の、人間の尊厳を問う闘いの始まりを、『奇病のかげに』から10年を経たこれらのドキュメンタリー番組は描いている。また、どちらの番組も、この国が高度経済成長を突き進むなかで顧みられることのなかった「水俣」の歴史を、水俣病患者の映像によって表象している。

1970年代には民放もNHKも、水俣病事件をテーマにしたドキュメンタリー番組を制作するようになる。これらのドキュメンタリー番組は、それぞれのテーマとなっている出来事の特性と、おもな舞台となっている地域によって分類することができる。主要なテーマとなっている出来事によって、人間の尊厳をめぐる問いとしての「水俣」が描かれているのか、それとも、人間の闘いとして「水俣」が描かれているのかという、一つの分類軸が形成される。そして、そうした出来事が、東京や大阪といった大都市を主要な舞台として描かれているのか、それとも、現地「水俣」を主要な舞台として描かれているのかという、もう一つの分類軸が形成される。

地域局が、地域社会「水俣」を主要な舞台とするドキュメンタリー番組を制作するのは当然といえるかもしれない。しかし、NHKもまた、「水俣」で撮影された多くの映像によって構成される、番組を制作していたことは、注目されてよい。

また、東京や大阪を舞台とした「水俣」の闘いを描いたドキュメンタリー番組は、1970年代の「水俣」のテレビドキュメンタリーの際立った特徴といえるだろう。そこでは、「一株運動」や「自主交渉」といった出来事を重要なテーマとして、この時期の水俣病事件が語られ、顕在化されていただけではない。「異議申し立て」の時代のテレビドキュメンタリーが、物質的な豊かさを象徴する大都市の只中に出現した「水俣」の闘いの光景によって顕在化させていたのである。

一連のドキュメンタリー番組のいくつかには、同じ水俣病患者が取り上げられている。「水俣」のテレビドキュメンタリーのアーカイブを構築してみると、こうした患者の映像が、テレビが固有の方法で形成してきた「水俣」の記録の一つであり、人びとがテレビを見ることで経験してきた水俣病事件の記録の一つでもあることが明らかになる。そして、そのようなテレビを見るという経験が、広範

な人びとにとっての「水俣」の記憶を形成していることもまた明らかになる。ドキュメンタリー番組における患者の映像は、メディア環境における「水俣」の記憶を形成し、さらに再生産しているのである。

テレビドキュメンタリーの映像は、メディア環境の約半世紀の歴史的時間の経過のなかで、だれに見られたのかも定かでないまま散在していた。アーカイブは、それらを、「いま、ここ」に召喚し、相互に接合することを可能にする。そのとき、そこには、患者の生活と同時に、半世紀を越える水俣病事件史を、具体的、かつ現実的な患者の姿として表象する時間イメージが、そこに生成するといえるだろう（小林、西田 2012）。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕（計6件）

1. 山腰修三（2013）「水俣病被害者の『救済』をめぐるメディア言説の分析—1968年～1973年の全国紙の報道を事例として—」（査読・有）『メディア・コミュニケーション』第63号、2013年3月
2. 山口仁（2013）（査読・有）『第三水俣病』事件へと向かう社会的変容『帝京社会学』第26号、2013年3月
3. 小林直毅、西田善行（2012）「テレビアーカイブとしての『水俣』」（査読・無）『社会志林』第58巻第4号、2012年3月。
4. 小林直毅（2011b）「メディア言説としての安定賃金闘争水俣病事件」（依頼稿）『大原社会問題研究所雑誌』第630号、2011年4月。
5. 大石裕（2011）「戦後日本の社会運動におけるチッソ労働運動の位置づけ」（依頼稿）『大原社会問題研究所雑誌』第630号、2011年4月。
6. 小林直毅（2011a）「大学教育における『水俣』のテレビドキュメンタリー」（依頼稿）『スピーチ・コミュニケーション教育』第24巻、2011年3月。

〔学会発表〕（計3件）

1. 小林直毅（2011）「『水俣』の記録と記憶としてのテレビドキュメンタリー——『水俣』をめぐるテレビ／アーカイブ研究の試み——」（メディア史研究会第211回定例研究会）2011年10月29日、立教大学。
2. 小林直毅（2011）「『水俣』の記録と記憶にかんするテレビ／アーカイブ研究」（NHK放送文化研究所愛宕山シンポジウム）2011年5月19日、NHK放送博物館。
3. 小林直毅（2010）「教育現場でドキュメンタリー映像を使うことの意味」日本コミュニケーション学会（第40回記念年次大会・特別セッション2）2010年6月20日、明治大学。

〔図書〕（計1件）

小林直毅（2012）『放送番組で読み解く社会

的記憶—ジャーナリズム・リテラシー教育への活用』（早稲田大学ジャーナリズム教育研究所、公益財団法人放送番組センター共編）第5章「『水俣』の樹」（127—179頁）分担執筆、日外アソシエーツ、2012年6月。

〔産業財産権〕

なし。

〔その他〕

なし。

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小林 直毅 (KOBAYASHI NAOKI)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：10249675

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

伊藤 守 (ITO MAMORU)

早稲田大学・総合科学学術院・教授

研究者番号：30232474

大石 裕 (OISHI YUTAKA)

慶應義塾大学・法学部・教授

研究者番号：40213623

藤田 真文 (FUJITA MAFUMI)

法政大学・社会学部・教授

研究者番号：60229010

小林 義寛 (KOBAYASHI YOSHIHIRO)

日本大学・法学部・准教授

研究者番号：70328665

別府 三奈子 (BEPPU MINAKO)

日本大学・法学部・准教授

研究者番号：20353203

烏谷 昌幸 (KARASUDANI MASAYUKI)

武蔵野大学・政治経済学部・講師

研究者番号：20424210

山腰 修三 (YAMAKOSHI SHUZOU)

慶應義塾大学・メディアコミュニケーション研究所・専任講師

研究者番号：40566387

山口 仁 (YAMAGUCHI HITOSHI)

帝京大学・文学部・助教

研究者番号：50596393